

伊賀市の新型コロナウイルス感染症対策にかかる方針

1. 市民の皆さんの暮らしを守ります

- ・市民の皆さんの暮らしを守るため、特別定額給付金の給付窓口を設置し対応します。
- ・市民生活に必要な行政業務を継続する体制を整備します。
- ・高齢者・妊産婦等の感染症予防支援について検討します。

2. 事業者の皆さんを守ります

- ・国や県の支援・社会状況や感染の状況などを踏まえ、事業継続に必要な支援を検討します。
- ・市独自の施策を検討します。

3. 医療体制を守ります

- ・伊賀保健所等と連携し、医療機関の院内感染防止など、医療体制を守ります。
- ・救急隊員の感染防止を徹底し、救急搬送体制を守ります。

4. 子育て・教育を守ります

- ・保育所（園）の登園自粛にかかる保育料の減免並びに給食費（副食費）の減免を実施します。
- ・児童生徒の実態に応じた、適切な学習課題を設定します。
- ・家庭での学習に使えるインターネットサイトにより、自主学習をすすめます。
- ・教師と児童生徒のコミュニケーションや健康状態の確認を行います。

5. 公共施設感染拡大防止に努めます

- ・公共施設利用の制限を設けつつ、感染拡大防止に努めます。